

自治体 あいちの仲間

発行所 自治労連愛知県本部 名古屋市北区柳原三丁目7番8号
U R L http://www.jaichi.jp
Eメール info@jaichi.jp
TEL 052 916-2251
FAX 052 916-2308

2005 9.10
No. 906

発行責任者 梅野敏基 定価 10円
組合員の購読料は組合費のなかに含まれています

第10回あいち機関紙
宣伝学校

読まれる またれる 新聞・チラシづくり

10月15日(土)~16日(日) 労働会館

2年ぶり3回目のマイナス勧告
一律4.8%の賃金カット
調整手当廃止、地域給・査定昇給導入

こんな勧告、受け入れられない 職場学習・団結署名強めよう

人事院は8月15日、国家公務員の給与等の勧告を行いました。基本給と扶養手当を引き下げ、本年4月に遡って適応適用し、一時金をわずか0.05月引き上げるもの。さらに重大なのは、「給与構造の見直し」を図るとして、①俸給表の水準を平均4.8%引き下げる。②高齢層の給与抑制を図る「昇給カーブのフラット化」、③0.18%の格差のある地域手当の創設、④査定昇給による「能力・成果」主義を導入するなど、公務員の賃金制度を50年ぶりに見直す抜本改善。人勧を実施させないという怒りの声が高まっています。

生涯賃金で1800万円余
のカット(30歳職員試算)

豊橋市職労

人勧どおり実施すると、豊橋は「調整手当廃止分8%と給与カット分4.8%」12.8%がカットされ、地域給3%支給により差し引き9.8%の賃金カットになります。現在30歳職員が退職までの30年間で約1800万円余の賃金カットになることが組合試算で明らかに。組合員からは相次いで批判と怒りの声が寄せられています。「もし、査定給が導入・実施されたら、職員間の雰囲気は絶対悪くなりますよね。同じ職場の仲間を仲間と思えなくなってしまうので恐いです。課によっては、チ



史上最悪の05人勧 実施させない怒りの声を要求へ

職場破壊
生活破壊

生活と人生設計破壊の
勧告は受け入れできない

豊川市職労

豊川市は、地域手当交付対象地域からも外れ、勧告をそのまま受け入れれば、賃金を15%(35歳以上では17%)も削られることとなります。例えば調整手当含め月額40万円の人で、6万円も削られ34万円になるという話。とても常識的に受け入れられるものではありません。

また、昇給は今までのような給料表にすべて定められた定期昇給ではなく、毎年の査定により、ゼロから200%までの各自バラバラの昇給を受けることにな

「憲法九条守れ」のうちわ とまん中まいついで8000本配布

武豊町職労

この勧告どおりでは年間100万円超賃金ダウン

武豊町は調整手当を組合の運動で6%から9%支給へ引き上げてきました。市だから手当が高く、町だから低くていいということにはならない」と現実との矛盾を埋める要求でした。

見直し給料表による昇給イメージ(新3級・現4級の例)

新	現	基本賃金	A	B	C	D	E
21	7	2605	2605	2605	2605	2605	2605
22		2624	新給料表8号俸以上の昇給	6号俸の昇給	4号俸の昇給	2号俸	昇給無
23		2643				2643	
24		2662					
25	8	2682				2701	
26		2701		2720			
27		2720					
28		2739					
29	9	2758					

今回の地域手当勧告は、国家公務員間の「手当の配分問題」であり、町職員の問題ではありません。この勧告どおりでは年間100万円超の賃金ダウンとなり、職員生活と地域経済への影響は重大です。

8月26日、27日の2日間、憲法九条を守るつ、消費税増税反対のうちわ配布を行いました。二日間8000本を配布しました。

26日は夕方から栄周辺で退社するサラリーマンやどまんなか祭りを見学する人々に配布し27日は名古屋駅と栄

「うちわの受け取りがとて良く、うちわを見た青年は、憲法九条は大切な」と声をかけていきました。参加者からは「大変おもしろい、うちわの受け取りも良く楽しい」「ピラもこれくらい受け取ってほしいの」「など暑さをはね返して元気になった」と感想が寄せられました。



